## 「日中対話」

# 「新空間」の日中信頼醸成に向けて

# 会議資料

2014年1月15日-16日 東京、日本

共 催

グローバル・フォーラム 公益財団法人 日本国際フォーラム

# 目 次

1.	プロ	グラム	1
		リストの横顔	
۷٠	<b>ハ</b> 小	リヘトの傾線	3
3.	報告	·原稿	6
	セッ	ション I:宇宙、サイバー、北極分野における日中の現状と課題	6
	李	寿平	6
	橋本	靖明	7
	羅	楚湘	8
	佐藤	丙午	9
	梁	淑英	10
	岡松	暁子	11
	セッ	ションⅡ:「新空間」における日中間の信頼醸成に向けての一歩	12
	清川	佑二	12
	王	国語	13
	青木	節子	14
	蘭	花	15
	李	居遷	15
4.	「グロ	ーバル・フォーラム」 について	17
5.	「公益」	財団法人日本国際フォーラム   について	18

## 1. プログラム

#### 日中対話:「新空間」の日中信頼醸成に向けて

The Japan-China Dialogue: Toward Building Confidence Between Japan and China in "New Domains"

2014年1月15日(水)/Wednesday, 15th January, 2014

国際文化会館「SAKURA」/International House of Japan "SAKURA"

ワーキング・ディナー \*特別招待者のみ / Working Dinner \*Invitation Only

18:00-20:00 石川 薫 日本国際フォーラム専務理事・研究本部長主催ワーキング・ディナー

Working Dinner hosted by ISHIKAWA Kaoru, Senior Executive Director / Director of Research, JFIR

#### 2014年1月16日(木)/Thursday, 16th January, 2014

【非公開セッション/Closed Session 】 日本国際フォーラム会議室/JFIR Conference Room

非公開セッション / Closed Session	⊧公開セッション ∕ Closed Session		
10:00-12:00			
	出席者全員		
	All Participants		
12:00-13:00	尽食 ∕ Lunch		

#### 【公開セッション/Open Session 】 国際文化会館「講堂」/International House of Japan "Lecture Hall"

開会挨拶/Ovening Remarks						
13:30-13:40						
開会挨拶	石川 薫 日本国際フォーラム専務理事・研究本部長					
Opening Remarks (10 min.)	ISHIKAWA Kaoru, Senior Executive Director / Director of Research, JFIR					
セッション I / Session I						
40 40 47 00	宇宙、サイバー、北極分野における日中の現状と課題 Current Situations and Issues on Outer space, Cyber space and the Arctic,					
13:40 -15:30	as Seen by Japanese and Chinese Scholars					
議長	青木 節子 日本国際フォーラム客員上席研究員・慶應義塾大学教授					
Chairperson	AOKI Setsuko, Visiting Superior Research Fellow, JFIR / Professor, Keio University					
₩告A (8分間)	李 寿平 北京理工大学法学院副院長・宇宙法研究所所長					
Paper Presenter A (8 min.)	LI Shouping, Deputy Dean, School of Law / Director, Institute of Space Law, Beijing Institute of Technology					
* , ,	(BIT)					
報告B(8分間)	橋本 靖明 防衛研究所理論研究部政治・法制研究室長					
Paper Presenter B (8 min.)	HASHIMOTO Yasuaki, Head, Government and Law Division, Security Studies Department,					
	The National Institute for Defense Studies					
報告C(8分間)	羅 楚湘 北京郵電大学人文学院教授					
Paper Presenter C (8 min.)	LUO Chuxiang, Professor, School of Humanities, Beijing University of Posts and Telecommunications					
+= d = - ( + 0 == )						
報告D(8分間)	佐藤 丙午 拓殖大学海外事情研究所教授					
Paper Presenter D (8 min.)	SATO Heigo, Professor, Institute of World Studies, Takushoku University					
■ 報告E(8分間)	梁 淑英 中国政法大学国際法学院教授					
Paper Presenter E (8 min.)	LIANG Shuying, Professor, Faculty of International Law, China University of Political Science and Law					
1 , ,	(CUPL)					
報告F(8分間)	岡松 暁子 法政大学人間環境学部教授					
Paper Presenter F (8 min.)	OKAMATSU Akiko, Professor, Faculty of Humanity and Environment, Hosei University					
自由討議(50分)	出席者全員					
Free Discussions (50 min.)	All Participants					
議長総括(10分)	   青木 節子 日本国際フォーラム客員上席研究員・慶應義塾大学教授					
Summarization by	日本 即子 日本国际フォープム各員工品研究員・慶應教堂入子教授 AOKI Setsuko, Visiting Superior Research Fellow, JFIR / Professor, Keio University					
Chairperson(10min.)						
15:30-15:40	休憩 / Break					

セッション II / Session II				
15:40-17:30	「新空間」における日中間の信頼醸成に向けての一歩 How to Move Forward to Confidence Building between Japan and China Regarding Outer Space, Cyber space and the Arctic			
議長	石川 薫 日本国際フォーラム専務理事・研究本部長			
Chairperson	ISHIKAWA Kaoru, Senior Executive Director / Director of Research, JFIR			
報告A(8分間)	清川 佑二 日中産学官交流機構理事長			
Paper Presenter A (8 min.)	KIYOKAWA Yuji, President, Japan-China Organization for Business, Academia & Government Partnership			
報告B (8分間)	王 国語 北京理工大学法学院准教授·宇宙法研究所副所長			
Paper Presenter B (8 min.)	WANG Guoyu, Associate Professor, School of Law / Deputy Director, Institute of Space Law, BIT			
報告C(8分間)	青木 節子 日本国際フォーラム客員上席研究員・慶應義塾大学教授			
Paper Presenter C (8 min.)	AOKI Setsuko, Visiting Superior Research Fellow, JFIR / Professor, Keio University			
報告D (8分間)	蘭 花 中国政法大学国際法学院副教授			
Paper Presenter D (8 min.)	LAN Hua, Associate Professor, Faculty of International Law, CUPL			
報告E (8分間)	茅原 郁生 拓殖大学名誉教授			
Paper Presenter E (8 min.)	KAYAHARA Ikuo, Professor Emeritus, Takushoku University			
報告F (8分間)	李 居遷 中国政法大学国際法学院副院長·教授			
Paper Presenter F (8 min.)	LI Juqian, Professor / Deputy Dean, Faculty of International Law, CUPL			
自由討議(50分)	出席者全員			
Free Discussions (50 min.)	All Participants			
議長総括(10分) Summarization by Chairperson(10min.)	石川 薫 日本国際フォーラム専務理事・研究本部長 ISHIKAWA Kaoru, Senior Executive Director / Director of Research, JFIR			

[NOTE] Chinese-Japanese simultaneous interpretation will be provided/日本語・中国語同時通訳付き

## 2. パネリストの横顔

## 【中国側パネリスト】

#### 李 寿平(LI Shouping)

#### 北京理工大学法学院副院長・宇宙法研究所所長

2001年武漢大学にて博士号(国際法学)取得。英国アバディーン大学、米国ミシシッピ 大学にて客員教授を務め、現職。現在、国際宇宙法学会会員、北京国際法学会常務理事、中 国EU法研究会常務理事、『中国宇宙法年鑑』の編集主任を兼任。著書には『現代国際責任 法律制度』(武漢大学出版社、2003年)『外層空間法専論』(光明日報出版社、2009 年)『多辺貿易体制中的環境保護法律問題研究』(中国法制出版社、2004年)等がある。

#### 羅 楚湘(LUO Chuxiang)

#### 北京郵電大学人文学院教授

1999年武漢大学にて博士号(国際私法学)取得。湖北省武漢市水道管理局副局長、武漢市仲裁委員会主任等を経て現職。現在、北京郵電大学相互ネットワーク管理・法律研究中心研究員、中国国際私法学会理事、湖北省、武漢市の仲裁委員会主任、太原市、天津市の仲裁委員会委員を兼任。「網路空間的表達自由及其限制(サイバー空間における表現の自由と制限)」(『法学評論』、2012年)をはじめ、インターネット行政についての論評を行う。

#### 梁 淑英(LIANG Shuying)

#### 中国政法大学国際法学院教授

ミシシッピ大学客員研究員(1987年から1988年)、1995年には国連国際法委員会際法より招聘経験あり。国際法分野での国際協力に積極的に貢献し、1999年から2001年にかけては英国、フランス、韓国、タイ等、世界各国での会議に参加し、講演活動を実施。現在、中国国際法学会理事、中国国際私法学会副会長、北京国際法学会常務副会長、北京法学会常務理事を兼任。全国人民代表大会常務委員会法制委員会の専門家リストに名を連ねている。

#### 王 国語(WANG Guoyu)

#### 北京理工大学法学院准教授・宇宙法研究所副所長

2008年吉林大学にて博士号(法律経済学)取得。米国ミシシッピ大学国家リモートセンシング宇宙法センター客員研究員(2011年より2012年)などを経て現職。現在、国際宇宙法学会(IISL)、中国宇宙法学会(CISL)、中国国際私法学会の会員、北京国際法学会宇宙法研究会常務理事を兼任。そのほか、国連宇宙空間平和利用委員会(UNCPUOS)宇宙活動の長期的持続可能性作業部会および専門家会合の中国代表団の一人であり、中国宇宙法制定において、部門規則「民間航空産業の発展に関する条例」、政府文件「宇宙ゴミ軽減と防止に関する暫定管理規定」の起草に関する専門家会合のメンバーでもある。

#### 蘭 花(LAN Hua)

#### 中国政法大学国際法学院副教授

2006年武漢大学にて博士号(国際法学)取得。同年よりジェサップ国際法模擬裁判大会および国際刑事裁判所(ICC)模擬裁判大会にて中国政法大学代表団の指導を務め、2013年には米国デュケイン大学法科大学院での客員教授。また同年オランダ外務省からの招

聘・支援を受け、「オランダ招聘プログラム(Dutch Visitors Program)」に参加し、韓国、カナダでの国際会議にて講演を行う。主な著書には、『多辺環境条約実施機制』(知的財産出版社、2011年)、「欧盟環境法」(『欧盟法概論』[中国人民大学出版会、2011年]第13章所収)がある。

#### 李 居遷(LI Juqian)

中国政法大学国際法学院副院長,教授

1999年中国政法大学にて博士号(法学)取得。韓国ソウル大学(2004年から2005年)、アイスランド・アクレイリ大学(2006年)にて客員教授を務め、中国宇宙飛行士センターにて、宇宙飛行士(Taikonauts)向けに教鞭をとる。現在、中国政法大学国際法研究中心常務副主任、中国宇宙法学会常務理事、北京市国際法学会常務理事、世界経済フォーラム宇宙安全保障委員会委員を兼任。『宇宙法概要』『WTO争端解決機制』『国際法学論評』など、著書・論文多数。

#### 【日本側パネリスト】

#### 石川 薫

#### *日本国際フォーラム専務理事・研究本部長*

1972年東京大学法学部を卒業し、外務省に入省。仏 Ecole Nationale d'Administration 留学。英国際戦略研究所(IISS)リサーチアソシエート、在仏大使館公使、沖縄G8サミット・サブシェルパ、日本国際問題研究所所長代行、国際社会協力部長、経済局長兼G8サミット・サブシェルパ、在エジプト大使、在カナダ大使等を歴任。その間に早稲田大学、東京大学での教歴あり。2013年より日本国際フォーラム専務理事・研究本部長、東アジア共同体評議会常任副議長、グローバル・フォーラム有識者メンバーを兼任。

#### 青木 節子

#### <u>日本国際フォーラム客員上席研究員・慶應義塾大学教授</u>

1990年マギル大学法学部附属航空・宇宙法研究所博士課程修了(法学博士号取得)。立 教大学法学部助手、防衛大学校社会科学教室助教授、慶應義塾大学総合政策学部助教授など を経て2004年より現職。現在、総務省情報通信審議会委員、内閣府宇宙政策委員会委員 等を兼任。おもな著書に『日本の宇宙戦略』(慶應義塾大学出版会、2006年)などがある。

#### 橋本 靖明

#### 防衛研究所理論研究部政治・法制研究室長

1983年金沢大学卒業、1987年慶應義塾大学大学院修士課程修了(法学修士)、ライデン大学博士候補。防衛研究所に入所し、現在は理論研究部政治・法制研究室長。内閣府宇宙政策委員会臨時委員を兼任。主な著作に、『東アジア戦略概観2011』(ジャパンタイムズ、2011年)(共著)、"Terrorism and International Law", NIDS Security Reports, No. 6, 2005 (共著)などがある。

1989年筑波大学卒業、1997年ジョージ・ワシントン大学大学院修了(政治学修士)、1999年一橋大学大学院法学研究科博士課程修了(法学博士号取得)。1993年に防衛庁防衛研究所に入局し、主任研究官などを経て、2006年より拓殖大学海外事情研究所教授。2013年より現職。主要業績に「ポスト福島のアジア原子力安全協力構築を目指して」(『中央公論』2012年12月号)などがある。

#### <u>岡松 暁子</u>

#### <u>法政大学人間環境学部教授</u>

1997年上智大学大学院法学研究科法律学専攻博士前期課程修了(法学修士)。上智大学 法学部助手、国立環境研究所ポスドクフェロー、尚美学園大学専任講師などを経て、2008年から法政大学人間環境学部准教授。2013年より現職。2013年4月より2014年4月まで、ハーバード・ロー・スクール客員研究員を兼任。主な著書に、『環境と法一国際法と諸外国法制の論点』(三和書籍、2010年)(共編著)などがある。

#### 清川 佑二

#### 日中産業大学官交流機構理事長

1965年東京大学法学部を卒業し、同年通商産業省に入省。在サンフランシスコ日本国総領事館領事、商務流通審議官、基礎産業局長、特許庁長官、海外経済協力基金理事を歴任。1998年に東芝に入社し、2003年より取締役執行役専務CSR本部長・輸出管理部長。2007年に(財)日中経済協会理事長に就任し、2011年より現職。

茅原 郁生 拓殖大学名誉教授

1962年防衛大学校を卒業し、陸上自衛隊幹部任官。陸幕戦略情報幕僚、外務省アジア局中国課に出向、連隊長、第7師団司令部幕僚長等を経て、1994年に防衛研究所で文官研究職に転官(元陸将補)、同アジア研究室長、研究部長など歴任。1999年に拓殖大学国際学部教授に就任、国際協力学科長、大学院安全保障専攻主任など歴任、2009年定年退職後に名誉教授。防衛省オピニオンリーダー、日本防衛学会理事など。主な著作に、『中国軍事大国の原点』(蒼蒼社、2012年)などがある。

(プログラム登場順)

## 3. 報告原稿

セッション I:宇宙、サイバー、北極分野における日中の現状と課題

## 李 寿平(LI Shouping) 北京理工大学法学院副院長・宇宙法研究所所長

## 宇宙開発と利用における現状と課題

#### 1. 宇宙開発と利用の現状について

過去50年間、人類の宇宙活動は2つの並行的な流れに沿って発展してきた。宇宙利用・開発が軍事化(militarization)から兵器化(weaponization)へと転換する一方で、宇宙技術が発展し、宇宙活動の民営化が進むにつれ、宇宙の商業化がますます顕著になった。

過去50年間で衛星の軍事利用は現実となり、それは必然的に衛星攻撃兵器の開発をもたらした。地上あるいは海上から打ち上げられる宇宙兵器の開発とその宇宙での配備により、 人類の宇宙活動は軍備競争の危険にさられているのである。このような背景に基づき、過去50年間、宇宙は軍事的に利用されてきたという結論を導き出すことができる。

宇宙技術の発展に伴い、宇宙の商業利用がその軍事利用と並んだ一つのトレンドとなり、 この30年間で商業打ち上げサービス、商業通信サービス、宇宙資源の商業利用、商用衛星 の利用が発展してきている。

宇宙の軍事利用は、国家による支援・補助を受けており、宇宙技術の発展はその軍事利用のなかで発展してきたといえる。ハイレベルな宇宙の技術は、その軍事利用と商業利用の同時発展を促したのである。ここ30年間で、宇宙の商業利用は進んだが、それは軍事利用の発展を阻害するものではなかったということである。

#### 2. 宇宙の開発・利用における現在の課題

宇宙の開発・利用には主に2つの課題がある。それは、宇宙活動の安全・安全保障に係る課題と、宇宙の商業利用に係る課題である。宇宙の安全・安全保障を保障するために、スペースデブリ問題、透明化・信頼醸成措置(TCBMs)、宇宙空間の軍備競争防止および宇宙空間の兵器配備といった問題は喫緊の課題として検討されなければならない。

宇宙の商業利用の発展の中で、宇宙の知的財産保護、宇宙資源の商業利用に関する国際レジーム、宇宙の民間利用に伴い生じる損害賠償問題、宇宙の商業利用の法的根拠といった問題は、いっそう精査すべき主要な課題である。

#### 3. 中国の宇宙開発・利用の現状・課題

近年、中国は宇宙産業において急速な発展を遂げている。とりわけ、宇宙の有人飛行、月探査といった主要な宇宙プロジェクトにおいて飛躍的進歩を遂げた。宇宙技術は総じて著しく進歩しており、宇宙利用における経済的・社会的利益の促進には目を見張るものがある。宇宙科学においても革新的な業績を挙げている。

有人宇宙船「神舟10号」と宇宙実験室「天宮1号」の打ち上げとランデブー・ドッキング実験の成功により、中国の宇宙ステーション建設は進行中である。中国は2007年に月探査プロジェクトを始動したが、嫦娥3号の2013年12月の打ち上げにより、月探査の第二段階を達成した。また、現行の北斗衛星測位システムは、「三段階」発展戦略に従ってそ

の発展は順調に進められ、16の衛星が打ち上げられている。同システムによるサービス提供は現在、中国と一部のアジア・太平洋地域で可能となっているが、2020年には全世界で可能となる。

中国の宇宙開発・利用に関する主要課題は主に2つである。一つは包括的な宇宙法の制定、もう一つは、宇宙の商業利用のさらなる促進である。

## 橋本 靖明(HASHIMOTO Yasuaki) 防衛研究所理論研究部政治・法制研究室長

# 宇宙活動における日中の現状と課題 - 今後の信頼醸成に向けて-

#### 1. 日中両国の宇宙活動

日中両国は1970年の人工衛星打上げ以来、宇宙開発を積極的に行っている。双方ともに、人工衛星、打上げロケットの開発と製造を自国内で行い、宇宙空間に投入した衛星の運用を行うことのできる世界でも数少ない宇宙先進国である。今後とも、日中両国の宇宙開発はますます発展を続けると思われる。

#### 2. 日中両国が関与する宇宙法制度

宇宙空間を規律する国際法制度には、基本条約である1967年の宇宙条約をはじめ、宇宙救助返還協定(1968年)、宇宙損害責任条約(1972年)、宇宙物体登録条約(1975年)といった国際取極があるが、日中双方ともにこれらの主要条約に参加し、宇宙活動に関する国際規範を遵守する体制を取っている。他方、最近では、新たな宇宙法制度制定への動きも見えるところである。

#### 3. 新しい宇宙法制度の潮流

近年は、国連を中心として成立した上記の主要条約システムを補うために、様々な新しい法制度が提案されている。例えば欧州連合は、宇宙活動に関する国際的な行動規範案を作成し、数回の改訂を行いつつ宇宙活動国の参加を求めている。この行動規範は宇宙活動に関する信頼醸成措置を含んでおり、日本は積極的に賛同している。さらに米国は、宇宙ゴミの監視を含む、宇宙状況の適切な把握を目指す宇宙状況認識を提唱し、欧州、日本、豪州等の賛同、参加を得ている。これらによって宇宙空間の安定的利用が図られる筈である。ただ、こうした提案に中国は参加していない。他方で中国は、ロシア等と共同で宇宙空間の非軍事化に関する提案を行っている。これには宇宙への武器配備禁止や信頼醸成措置が含まれているが、日本や米国等の宇宙先進国からの合意を得るに至っていない。日中両国は、最近の宇宙法制度の整備に関しては、やや異なる立場を取っている。

#### 4. 日中の相互交流、共通利益のために

日中両国の宇宙活動そのものには共通点が多く、双方とも、いわばフルスケールの宇宙活動能力を持っているが、法制度面では近年、独自の立場もとっている。そうした状況を考えると、日中の宇宙協力には双方ともが利益を得られる分野が相応しいだろう。例えば、宇宙の安全な利用に資する観測は、双方に利益をもたらす。宇宙ゴミ軽減に向けた努力は有効である。また、地球における近年の様々な懸案事項を解決するための宇宙利用も日中共通の利益となる。自然災害発生時の地球観測、大気や水質汚染の観測、海賊や大量破壊兵器拡散、麻薬取締まり、大規模軍事活動の監視等について日中協力が可能かもしれない。

また、そうした協力に資するため、両国の研究者がトラック2枠組みを用いて交流、意見交換し、協力可能性を模索できる体制も有効である。この交流には、日中二国間交流や、アジア諸国の研究者を含んだ地域多国間交流枠組みが考えられる。このような学術交流を通じても、日中間の信頼が醸成されてゆくことが期待される。

## 羅 楚糊(LUO Chuxiang) 北京郵電大学人文学院教授

## 中国におけるインターネットの法的諸問題への見解

#### 1. インターネットにおける個人情報保護について

- (1) 近年の中国における個人情報保護漏洩の頻発
- (2) 個人情報の保護への注目度の上昇

#### 2. 電子商取引の標準化について

- (1) 電子商取引を利用する消費者の権利・利益のより一層の保護
- (2) 財とサービスに関する取引プラットフォームと通信事業者への管理の強化

#### 3. インターネット上の金融問題

- (1) ビットコイン規制の強化
- (2) P2P (Peer to Peer) ネットワーク・レンディングの一層の標準化 中国におけるネットワーク・レンディングの現状:ネットワーク・レンディングは超 えてはいけない一線が指定されている。中国人民銀行が定義する三種類の行為は「P 2Pネットワーク・レンディングの名目での非合法な資金調達」

#### 4. インターネット風評

- (1) インターネット風評による悪影響
- (2) インターネット風評と誹謗中傷についての戦いと規制の強化 2013年9月、中国最高人民法院・最高人民検察院が発表した「ネットワークを利 用した誹謗など刑事事件に関する法的問題に関する解釈」

#### 5. インターネットでの不正競争問題について

- (1) 3Q戦争、3B戦争、3狗戦争の激化
- (2) 現行の法規制はインターネット上の不正競争や独占問題に対して効果的役割を果たしていない。

## 佐藤 丙午(SATO Heigo) 拓殖大学海外事情研究所教授

## サイバーセキュリティと日中協力

サイバー空間をめぐる安全保障問題では、その問題の特性に対する理解が一般的に進んでいない事もあり、国際社会におけるルール形成が未成熟な状況にある。サイバー空間をめぐる安全保障上のルール形成では、米国とEUが先行して法的枠組み等を整理しており、アジア太平洋諸国はそのルールを受け入れる側に回っている。アジア太平洋諸国のサイバー関係の技術レベルは高く、ソフトウェアの構成能力も高いが、それらを政治や法的な側面から統合して国際社会が参照するガバナンス・システムを構成する主体が無く、各国にはそれを実施するインセンティブも低いため、欧米の概念をベースに議論を進めざるを得ない状況にある。日中間の安全保障協力で、サイバー問題に関する概念整理を進める必要がある。

日本政府は2013年12月に国家安全保障戦略(以下安保戦略)を発表している。安保 戦略では、サイバー空間を国際公共財(グローバル・コモンズ)と位置付け、それに対する 自由なアクセスを妨害する行為に懸念を表明している。安保戦略では、「国家の秘密情報の窃 取、基幹的な社会インフラシステムの破壊、軍事システムの妨害を意図したサイバー攻撃等 によるリスク」に対する懸念から、サイバー空間の防護の必要性を主張している。その一方、 安保戦略ではサイバーセキュリティの強化に関して別項を設けている。そこでは、前述した 内容に加え、「国家の関与が疑われるものを含むサイバー攻撃から我が国の重要な社会システムを防護する」としている。そして、「サイバー空間の防護及びサイバー攻撃への対応能力の 一層の強化」が必要とし、諸施策を推進する上で、国際協力が不可欠としている。

サイバーセキュリティでの国際協力では、まずサイバー空間における安全保障上の諸問題の定義の摺合せが必要であろう。たとえば、サイバー犯罪やサイバー攻撃、またサイバー空間の利用(軍事及び民事)等の定義を明確化する必要がある。特に、サイバーを利用する行為の合法性と非合法性の境界を定義することは緊急の課題である。サイバー空間を利用した攻撃手段では、論理構成等を変化させてシステムの混乱を発生させる等の一次的攻撃と、システムの混乱等で発生する物理的な被害が伴う二次的な攻撃が存在する。日本でもサイバー犯罪条約に対応した諸法制が存在するが、二次攻撃に対する対応を含む、現実のサイバー攻撃に十分に対応しているとは言えない。

日中間で特に対話が必要なのは、サイバー「兵器」による攻撃が従来の攻撃兵器と異なる特徴を持つことを理解し、それを相互の了解とすることであろう。まず、サイバー兵器による攻撃が物理空間を経由せず攻撃が可能になるため、自衛権の発動の条件が従来と完全に異なるため、そこで誤解が生じないよう合意する必要がある。次に、サイバー「兵器」による攻撃の被害が、間接的なものになるため、攻撃目標の峻別(差別化)が可能かどうかを検討することも必要であろう。さらに、サイバー防衛の在り方についても、サイバー空間における攻撃の複雑さと、防衛の困難さを考えた場合、国家間の対立と協力の形態が根本的に変化する可能性があることを前提に、この軍事に対する革命的変化を包含した安全保障概念を検討する必要がある。

このように、サイバーセキュリティをめぐる安全保障問題では、その技術的特性が、政治および法律、さらには戦略的分野にどのような影響が及ぶかについて、危機管理の観点から両国が対話を重ねてゆく必要があるのである。

## 梁 淑英(LIANG Shuying) 中国政法大学国際法学院教授

#### 1. はじめに:北極圏とは

北極圏は、北極線という北緯約66度33分線に位置する北寒帯と北半球温帯の境界線によって造られる仮想的な円の以北の地域を指す。これが北極圏の地理学における定義である。北極圏は大小さまざまな島が点在する北極海と、その周囲のグリーンランドの大部分、北欧北部、ロシア連邦や、カナダとアメリカのアラスカ州を含む陸地によって構成されている。これは21,000,000平方キロメートルもの面積を占め、地球の面積の25分の1に相当する。

#### 2. 北極圏の海底天然資源とその法的地位

#### (1) 北極圏の海底天然資源

北極圏には石油、天然ガス、石炭や鉄など豊富な天然資源が存在しており、世界の保有量の約25%の2500億バレルもの石油、世界の保有量の41%の80兆立方メートルもの天然ガス、世界の保有量の9%の石炭を保有していると試算されている。鉄鉱も豊富で、コラ半島は鉄鉱石資源が豊富なことで世界的に有名である。また、漁業資源も豊富である。海底資源、特に石油と天然ガスも同様に豊富である。今後25年から30年で氷が解け、これらの海底資源が開発可能になると予測されている。2008年に米国地質調査所(Geological Survey)は、世界の未開発の石油の約13%(900億バレル)、天然ガスの30%(47兆立方メートル)が北極点周辺の海底に存在すると発表した。ロシアの資源機関による報告は、ロシア領内の北極海域の鉱物資源の経済的価値は2兆ドルに匹敵することを明らかにした。

#### (2) 北極圏の海底天然資源の法的地位

海底資源は大陸棚と深海底という、海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に従って異なる法的地位を持つ2種類の海底に存在している。

#### (イ) 大陸棚の天然資源の法的地位

海底天然資源は、海底とその下に存在する鉱物と無生物資源に加えて、固着性の種に属する有機体、つまり、採集可能な段階において海底またはその下から動かないか、海底やその下への断続的な物理的接触なしでは動かす事の出来ない有機体によって構成される。海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)の第77条第1項、第2項は、沿岸国はその天然資源を開発するため、大陸棚に対して主権的権利を行使すると定めており、その権利は当該沿岸国が大陸棚を探査せず又はその天然資源の開発しない場合においても、いかなる者もこれらの活動を沿岸国の明示の同意なしでは行うことができないという点で排他的である。さらに第81条は、沿岸国が大陸棚におけるあらゆる目的のための掘削を許可し及び規制する排他的権利を有すると規定する。第82条に従って、沿岸国は領海の幅を測定する基線から200海里を超える大陸棚の非生物資源の開発に関して金銭による支払いまたは現物による拠出を行う。現在、沿岸国である5ヵ国すべて一すなわちロシア連邦、ノルウェー、デンマーク、カナダ、アメリカーが基線から200海里を超える大陸棚を主張している。

#### (ロ) 北極圏の国際海底地域の天然資源の法的地位

深海底とは、国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底およびその下をいい、国連海 洋法条約が生み出した新しい概念である。

北極圏の深海底は、5ヵ国の大陸棚を超える海底とその下である。そのような深海底は確かに存在しているが、その境界は不明瞭である。大陸棚が画定されれば定められるだろう。UNCLOS第136条と137条によると、深海底およびその資源は人類の共同の財産であり、いずれの国も深海底またはその資源のいかなる部分についても主権または主権的権利を主張しまたは行使してはならず、また、いずれの国または自然人もしくは法人も、深海底またはその資源のいかなる部分も専有してはならない。このような主権若しくは主権的権利の主張もしくは行使または専有は、認められない。

深海底の資源に関するすべての権利は、人類全体に付与されるものと、国際海底機構は、人類全体のために行動する。当該資源は譲渡の対象とはならないが、深海底の鉱物は、UNCLOS および機構の規則および手続きに従って譲渡することができる。

#### 3. 北極圏の海底天然資源に関する中国の天然資源に対する立場

## 岡松 暁子 (OKAMATSU Akiko) 法政大学人間環境学部教授

## 北極圏

近年、地球温暖化が原因とされる北極海の氷の溶解によって北西航路の通航が可能になりつかる。これにより北極海の海洋環境汚染や海底資源開発を巡る問題が顕在化している。

例えば、船舶起因の海洋汚染問題については、1970年に沿岸国の一つであるカナダが 北極海汚染防止法を制定し、同国の排他的経済水域における他国の船舶の航行について規定 した。これに対し米国は北極海を「国際海峡」であるとして対抗し、日本や欧州の主要国も 米国の見解を支持している。

また、北極海は、石油、天然ガス、鉱物資源、漁業資源等の天然資源が潜在的に豊富であり、近年の科学技術の進歩によってそれらの開発が可能となりつつあることから、各国の関心が高まり、ロシアや中国も開発に着手している。

現在のところこのような諸問題を国際的に規制することができる包括的な枠組みは存在しない。国連海洋法条約の適用と諸国の国内法が錯綜している状況である。

北極海における規範形成に際して重要なことは、沿岸諸国と非沿岸国の利益の調整である。沿岸国8カ国で構成された「北極評議会」は、政策決定の権限が与えられている機関ではないものの、北極圏の諸問題を包括的に扱う政府間会議であり、また、この地域を歴史的に利用してきた先住民団体の参加も認められていることから、規範形成の協議の場としては最も適していると考えられよう。日中両国は2013年5月にこの北極協議会のオブザーバー国となり、規範形成過程に参加できるようになった。両国は非沿岸国としての利益を共有していることから、協力してその過程に影響力を行使していくことが肝要であると考えられる。

## セッションⅡ:「新空間」における日中間の信頼醸成に向けての一歩

## 清川 佑二 (KIYOKAWA Yuji) 日中産学官交流機構理事長

## 日中対話;新空間の日中信頼醸成に向けて

#### (バックグラウンド)

日中両国の間の信頼醸成について、経済や産業の分野からの視点で、意見を述べる。 私が理事長の日中産学官交流機構は、日中韓3国政府のFTA(経済連携協定)交渉を民間の立場から盛り上げるために国際フォーラムを開催している。中国国際経済交流中心および韓国貿易協会と共同事業である。その一環として昨年12月に大気汚染防止国際フーラムを北京郊外の香河において開催した。

以前に理事長をしていた日中経済協会は、協会そのものが信頼関係創出の歴史だ。日中国交正常化以前の政治的困難の中で、経済界は民間ベースの貿易を開始した。1960年には周恩来総理・高碕達之助通産大臣会談に基づき、L-T覚書貿易を開始。1972年の国交正常化に伴い、日中経済協会が設立され、北京のL-T事務所を承継した。

日中経済協会の活動は多種多様だが、4点に絞って紹介。

- 1. 代表的企業の経営者による訪中団を毎年中国に派遣している。中国では総理あるいは副総理との会見、政府幹部との会見により相互の信頼を築き、経済交流を拡大してきた。
- 2. 中国経済発展の参考のために日本の経済制度・経済政策・その運営などについて意見交換の場を提供しきた。
- 3. 中国の省エネルギー・環境保護政策の重要性に従い、両国政府が2006年に設立した 「日中省エネ環境総合フォーラム」により、日本企業の環境技術を中国に移転している。
- 4. 北京周辺の大学生を日本に招待して、自分で日本を体験する事業を行っている。

#### (日本の対中関係の現状)

両国の政府関係、ビジネス分野で交流回復の兆しはあるが、個人の中国観光客は減少したまま。中国に対する漠然とした恐怖感が払拭されていない様子だ。

#### (期待)

将来のために両国民の信頼関係を創り出す努力が重要。多様な途があるが、人と人との接触・ 対話が絶対的に重要。

- ・接触・対話を通して理解を深めるためには、相手国を訪問して自分の目で見ること、体験することの機会を増加させることが重要。
- ・日本と中国は同文同種という外見があるために、相互の相違を正確に認識しなければ誤解が生じ増幅されるリスクがある。相互に尊重しつつ、相手国の政治・社会制度の正確な知識を持つことが、信頼醸成の科学的なアプローチにもなる。

## 王 国語(WANG Guoyu) 北京理工大学法学院准教授・宇宙法研究所副所長

## 宇宙活動と国際行動規範における中日協力の必要性と可能性

#### 1. 必要性について

- (1) 共通の目標:宇宙活動における安全、安全保障、長期的な持続可能性
- (2) 共通の必要性:新しい宇宙秩序に向けた東西諸国間の利害の均衡を見出す
- (3) 宇宙:新たな「冷たい海」となるか冷たい関係を破る契機を作る場となるか?

#### 2. 宇宙活動における中日間の協力の可能性について

- (1) 基本原則
  - (イ) 前提:相互利益的であること
  - (ロ) 核心的手法:情報の共有
  - (ハ) 主要目的:信頼醸成
  - (二) 付随して生じうる成果:製品と技術の貿易
- (2)協力分野の例
  - (イ) 宇宙を基礎とした災害管理と緊急対応
  - (ロ) 宇宙天気の管理
  - (ハ) 深宇宙探査
  - (ニ) アジア太平洋地域における一般的な協力の可能性
- (3) アウトリーチ:中日研究者間の協力
  - (イ) 宇宙におけるキャパシティ・ビルディング (宇宙法研究・教育における協力)

#### 3. 宇宙活動の行動規範における中日協力の可能性

(1) 国連でのイニシアティブ

「宇宙空間への兵器配置(placement)および宇宙空間物体に対する武力による威嚇または武力の行使の防止に関する条約」(PPWT)、「宇宙活動における長期持続可能性」(LTS)、「透明化・信頼醸成措置」(TCBMs)、国連宇宙空間平和利用委員会(COUPOS)での議題

- (2) 国連外でのイニシアティブ
  - 「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範」(ICOC)
- (3) 中日両国による共同提案またはイニシアティブの可能性

#### 4. 結語

## 青木 節子 (AOKI Setsuko) 日本国際フォーラム客員上席研究員・慶應義塾大学教授

## 「新空間」における日中間の信頼醸成に向けての一歩

日中関係は、現在、到底良好とはいえないというのが一般的な評価である。しかし、日中両国は、世界第2、第3の経済大国として、気候変動に伴う災害多発、食糧、エネルギー問題などの地球規模課題に率先して取り組む責任をもつ国であり、地域や二国間の安全保障向上のためにも持続性のある協力を模索しなければならない。仮に現在が不信のときであるならば、普遍的な価値実現を目標とする国連の枠組みの中で、政治的相違が本質的には問題とならない分野(文化交流など)、見解の相違が少ない分野(環境汚染低減・防止、感染症対処等)、そして、現在は問題が顕在化していないが取り扱いを間違えると将来紛争のもととなりうるような課題について、持続可能で強靱な協力措置への方途を模索しなければならない。

現在のところ、本シンポジウムの主題である宇宙、サイバー、北極という「新空間」については、少なくとも公式には深刻な二国間問題は顕在化してはいない。(もっともサイバーについては、留保を付して考える必要もある。)しかし、近い将来、サイバーについては理性的な解決に向けての議論が困難になるような紛争が生じるかもしれず、中期的には、宇宙と北極海に関しても厄介な問題が生じるかもしれない。そこで、今の幸運な時間を利用して、まず、二国の研究者の間で、それぞれの空間を規律する国際法の研究を継続的に行う場を形成することが望ましいと考える。その際、最初の2、3年は、日中に直接関連する問題ではなく、それぞれの空間の現行国際法の到達点と問題点についての共同研究を行うことが有益ではないかと考える。

もっとも、3つの空間をめぐる二国の立場と国際法の確立度・成熟度は異なる。二国の立場が類似しており、最もこの分野の国際法が発達しているのは北極海についてであり、北極海の開発利用については、普遍的な尺度としての国連海洋法条約があるので、条約そのものと履行確保のための国内法の現状についての事例研究を行うことができるのではないかと期待する。

宇宙についての特色は、国際ルール作成の動きが3つの空間の中で最も活発なことであろう。そのルールは、法的拘束力をもたない行動規範や、規範性を有しない技術基準という形を取ろうとするものであり、条約に比して敷居は低い。日中共に国連宇宙空間平和利用委員会をはじめとするほぼすべての国際的な宇宙関係フォーラムに出席しているので、そこで作成されつつある世界的ルールをめぐる議論から始めることができる。

もっとも紛争が生じそうなサイバー空間は、また、他の2つの新空間に比して確立した国際法規則が見出しにくい分野である。また、国連その他の場での法形成に向けての議論で、日中の見解は必ずしも共有されていない。そこで、サイバーについては、基本書の批判的読解のようなレベルから始めたらどうか。

距離を置いた立場からの国際法研究が一定程度進み、研究者間で、解釈の一致する部分とそうでない部分が明確になることが重要である。特に合意できない部分がどこにあるのかを明確にすることができれば研究は大きな成功といえるだろう。そのような状況で、新空間で日中間の問題が生じるならば、その問題を解決に導くための議論をする基盤が見出せる。そのための人脈作りに踏み出すことが現段階であろう。急がば回れ、である。

## 蘭 花(LAN Hua) 中国政法大学国際法学院副教授

## 北極圏での日中間の信頼醸成に向けて:必要性と可能性

#### 1. 北極圏での信頼醸成の可能性

中日両国による北極圏での信頼醸成は可能である。その主な理由は2つに分けられる。第一は、中日間における信頼醸成が必要だということである。中日両国は地理上は非北極圏諸国であるが、北極圏の問題に関与するにあたり、国際法規則と衡平原則によれば、同問題に関与する法的根拠がある。しかし、両国は国際関係・国際政治上、北極圏に関与するためには類似の障碍に直面し、かつ類似の必要性を抱えている。そのことが、両国の信頼を醸成する基礎であり可能性ともなるのである。

中日信頼醸成におけるもう一つの要素は客観的なものである。中国と日本は、とりわけ北極海での持続可能な資源開発や環境保護、北西航路や北東航路の利用において、共通の利益を有している。例えば、通常の商業的航行が可能となった場合の北極海航路へのアクセスを適切なコストで確保することは、両国の貿易量から見ても必要である。この事実は両国間での協力や信頼醸成を可能ならしめるといえる。

#### 2. いかにして北極圏での信頼を促進するか

中日両国は、共通の利害を有する課題に対し、二国間で、地域において、および国際的に 一層の意思疎通および協力を図ることにより、また、北極評議会における協力により、北極 圏での信頼醸成を図ることが可能であろう。

航行に関する課題は最優先課題の1つといえるだろう。世界の海運大国として、中日両国は、例えば、北極海航路への国際的かつ適法なアクセスの確保などの問題で、意思疎通を進められるだろう。また、北極圏における航行の自由に関する提案を交渉すること、および北極圏諸国による主張や規制に反対することも、必要かつ可能な手段である。

非北極圏諸国としての両国の北極圏地域の資源と漁業水域へのアクセス権限の強化も、信頼醸成に向けて重要かつ可能性のある手段である。

北極評議会の枠組みにおけるより一層の意思疎通もまた、信頼醸成への一助となるだろう。

## 李 居遷(LI Juqian) 中国政法大学国際法学院副院長・教授

## 「新空間」における日中間の信頼醸成に向けての一歩

#### 1. 新空間の課題は世界的の重要関心事項

現在、世界中のすべての国が、新空間をめぐる諸課題による世界的影響に関心を寄せている。具体的には、宇宙では長期利用の持続可能性、北極では国際航行、サイバー空間では情報の安全についてである。

#### 2. 新空間での国際協力の可能性と実現性

第一に、新空間での問題は、例え大国ないしは超大国といえども、一国では解決不可能である。

第二に、新空間での国際協力は、現行条約に基づく確固たる法的根拠が存在する。

第三に、国際協力は新空間において不可欠であり、それは日常的利用において観察しうる明白な事実である。例えば、国際宇宙ステーションに駐在する各国の宇宙飛行士たちは、その補給においてロシアの宇宙船が必要である。

第四に、中国と日本はお互いが地政学上避けられないということは確固たる事実であり、 両国にとって国際協力はとりわけ重要である。

#### 3. 新空間での国際協力における日中間の信頼醸成の方法

第一に、両国の信頼醸成にとって歴史問題の適切な認識が基本原理となろう。今日の諸問題は中国が重要関心事項としている歴史問題に根差しているが、このことは確実に我々の明日に影響するだろう。

第二に、両国が共通利益・関心を認識することは、その信頼醸成において有力な政治的手段となろう。中日は今日のグローバリゼーションの中で、共通の利益・関心を有しているからである。

第三に、純粋な学術的交流や適切なマスメディアによる報道は、信頼醸成において主導的 役割を果たすだろう。

## 4. 「グローバル・フォーラム」 について

#### 【目的】

21世紀を迎えて世界の相互依存関係はいよいよ深まり、グローバリゼーションやリージョナリズムが大きなうねりとなっている。そのような世界的趨勢のなかで、世界、とくにアジア太平洋の隣接諸国と官民両レベルで十分な意思疎通を図ってゆくことは、日本の生き残りのための不可欠の条件の一つである。グローバル・フォーラム(The Global Forum of Japan)は、このような認識に基づいて、民間レベルの自由な立場で日本の経済人、国会議員、有識者が各国のカウンターパートとの間で、政治・安全保障から経済・貿易・金融や社会・文化にいたる相互の共通の関心事について、現状認識を確認しあい、かつそのような相互理解の深化を踏まえて、さらにあるべき新しい秩序の形成を議論することを目的としている。

#### 【歴史】

1982年のベルサイユ・サミットは「西側同盟に亀裂」といわれ、硬直化、儀式化したサミットを再活性化するために、民間の叡智を首脳たちに直接インプットする必要が指摘された。日米欧加の四極を代表した大来佐武郎元外相、ブロック米通商代表、ダビニヨンEC副委員長、ラムレイ加貿易相の4人が発起人となって1982年9月にワシントンで四極フォーラム (The Quadrangular Forum) が結成されたのは、このような状況を反映したものであった。その後、冷戦の終焉を踏まえて、四極フォーラムは発展的に解散し、代わって1991年10月ワシントンにおいて日米を運営の共同主体とするグローバル・フォーラムが新しく設立された。グローバル・フォーラムは、四極フォーラムの遺産を継承しつつ、日米欧加以外にも広くアジア・太平洋、ラテン・アメリカ、中東欧、ロシアなどの諸国をも対話のなかに取りこみながら、冷戦後の世界の直面する諸問題について国際社会の合意形成に寄与しようとした。この間において、グローバル・フォーラム運営の中心はしだいにグローバル・フォーラム米国会議(事務局は戦略国際問題研究センター内)からグローバル・フォーラム日本会議(事務局は日本国際フォーラム内)に移行しつつあったが、1996年に入り、グローバル・フォーラム米国会議がその活動を停止したため、同年2月7日に開催されたグローバル・フォーラム日本会議世話人会は、今後独立して日本を中心に全世界と放射線状に対話を組織、展開してゆくとの方針を打ち出し、新しく規約を定めて、今後は「いかなる組織からも独立した」組織として、「自治および自活の原則」により運営してゆくことを決定し、名称も「グローバル・フォーラム日本会議」を改めて「グローバル・フォーラム」としたものである。

#### 【組織】

グローバル・フォーラムは、民間、非営利、非党派、独立の立場に立つ政策志向の知的国際交流のための会員制の任意団体である。 事務局は公益財団法人日本国際フォーラム内に置くが、日本国際フォーラムを含め「いかなる組織からも独立した」存在である。四極フォーラム日本会議は、1982年に故大来佐武郎、故武山泰雄、故豊田英二、故服部一郎の呼びかけによって設立されたが、その後グローバル・フォーラムと改名し、現在の組織は大河原良雄代表世話人、伊藤憲一執行世話人、平林博常任世話人のほか、豊田章一郎、茂木友三郎の2経済人世話人および10名の経済人メンバー、浅尾慶一郎、小池百合子、谷垣禎一の3国会議員世話人および18名の国会議員メンバー、そして島田晴雄、渡辺繭の2有識者世話人および93名の有識者メンバーから成る。

#### 【事業】

グローバル・フォーラムは、1982年の創立以来四半世紀以上にわたり、米国、中国、韓国、ASEAN諸国、インド、豪州、欧州諸国、黒海地域諸国等の世界の国々、地域との間で、相互理解の深化と秩序形成への寄与を目的として相手国のしかるべき国際交流団体との共催形式で「対話」(Dialogue)と称する政策志向の知的交流を毎年3-4回実施している。日本側からできるだけ多数の参加者を確保するために、原則として開催地は東京としている。最近の対話テーマおよび相手国共催団体は下記のとおりである。

開催年月	テーマ	共催団体
2014年1月	日中対話「『新空間』の日中信頼醸成に向けて」	日本国際フォーラム
2013年10月	世界との対話「『価値観外交』の可能性」	ワシントン・カレッジ国際研究所(米国)
5月	日・GUAM対話「民主主義と経済発展のための日・GUAM関係の展望」	GUAM: 民主主義と経済発展のための機構 (ウクライナ)
2月	日・黒海地域対話「日・黒海地域協力の発展に向けて」	黒海経済協力機構
1月	日中対話「未来志向の日中関係の構築に向けて」	北京師範大学環境学院 (中国)
		世界資源研究所(米国)浙江大学公共管理学院(中国)
2012年3月	日・ASEAN対話「ASEAN統合の未来と日本の役割」	ASEAN 戦略国際問題研究所連合(ASEAN)
3月	世界との対話「新興国の台頭とグローバル・ガバナンスの将来」	復旦大学(中国)、南洋理工大学(シンガポール)
2月	日米中対話「変容するアジア太平洋地域と日米中関係」	カーネギー国際平和財団(米国)中国社会科学院(中国)
2011年10月	日中対話「岐路に立つ日中関係」	中国現代国際関係研究院(中国)
7月	緊急対話「東日本大震災と防災協力のあり方」	政策研究大学院大学、日本国際フォーラム
		東アジア共同体評議会
2月	日・東アジア対話「変動する東アジアと地域協力をめぐる新視点」	ベトナム国立大学国際関係学部 (ベトナム)
2月	日米対話「スマート・パワー時代における日米関係」	米戦略国際問題研究所 (米国)
2010年9月	日印対話「東アジアのアーキテクチャーと日印関係」	インド商工会議所連盟 (インド)
5月	日米対話「非伝統的安全保障における日米協力の推進:海賊対策をめぐって」	全米アジア研究所 (米国)
2月	日中対話「21世紀における日中環境協力の推進:循環型社会の構築にむけて」	北京師範大学環境学院(中国)
1月	日・黒海地域対話「変化する黒海地域の展望と日本の役割」	黒海経済協力機構、駐日トルコ大使館、駐日ブルガリア
		大使館、静岡県立大学
2009年9月	日・ASEAN対話「金融・経済危機における日・ASEAN協力」	ASEAN 戦略国際問題研究所連合(ASEAN)
6月	日中対話「変化する世界と日中関係の展望」	現代国際関係研究院日本研究所(中国)
4月	日米対話「オバマ新政権下での日米関係」	全米外交政策委員会 (米国)
2008年9月	日・ASEAN対話「『第二共同声明』後の日・ASEANパートナーシップの展望」	ASEAN 戦略国際問題研究所連合(ASEAN)
7月	日中対話「新段階に入った日中関係」	中国現代国際関係研究院(中国)
6月	日本・東アジア対話「東アジアにおける環境・エネルギー協力の展望」	シンガポール国立大学東アジア研究所 (シンガポール)
1月	日米アジア対話「東アジア共同体と米国」	米パシフィック・フォーラム CSIS(米国)

## 5. 「公益財団法人 日本国際フォーラム」について

#### 【設立】

日本国際フォーラム(The Japan Forum on International Relations, Inc.)は、政府から独立した民間・非営利の外交・国際問題に関する総合的な研究・提言機関を日本にも設立する必要があるとの認識に基づいて、故服部一郎初代理事長より2億円の基本財産の出捐を受け、1987年3月に故大来佐武郎初代会長のもとで、会員制の政策志向のシンクタンクとして設立され、2011年4月に公益財団法人となりました。

#### 【目的】

当フォーラムは、わが国の対外関係のあり方および国際社会の諸問題の解決策について、広範な国民的立場から、諸外国の声にも耳を傾けつつ、常時継続的に調査、研究、審議、提言するとともに、それらの調査、研究、審議の成果を世に問い、また提言の内容の実現を図るために、必要と考えられる発信・交流・啓発等の事業を行い、もってわが国および国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的として活動しております。

#### 【組識】

最高意志決定機関である評議員会のもとに、執行機関である理事会、監査機関である監事、そして諮問機関である顧問会議と参与会議が設置されています。また、理事会のもとに、当フォーラムの業務を支援し、あるいは実施する財務委員会、運営委員会、政策委員会、緊急提言委員会の4つの委員会および研究室、事務局が設置されています。

#### 【専門】

(1) 国際政治・外交・安全保障等、(2) 国際経済・貿易・金融・開発援助等、(3) 環境・人口・エネルギー・食糧・防災等の地球的規模の諸問題、(4) アメリカ、ロシア、中国、アジア、ヨーロッパ等の地域研究、(5) 東アジア共同体構想に関わる諸問題、(6) 人権と民主化、紛争予防と平和構築、文明の対立、情報革命等の新しい諸問題。

#### 【活動】

(1)政策委員会等による各種の政策提言活動、(2)ホームページ上に設置された e-論壇「百花斉放」における公開討論活動、(3)原則として期間を特定した「研究室活動」と、その枠を超えたしばしば永続的な「特別研究活動」から成る調査研究活動、(4)各種国際会議・シンポジウムの開催や専門家等の派遣、受入等の国際交流活動、(5)『日本国際フォーラム会報』、ホームページ、メールマガジン、出版刊行等の広報啓発活動、(6)「国際政経懇話会」の活動、(7)「外交円卓懇談会」の活動。

#### 【事務局】

[住 所] 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-12-1301 [TEL] 03-3584-2190 [FAX] 03-3589-5120 [E-mail] info@jfir.or.jp [URL] http://www.jfir.or.jp/



## The Global Forum of Japan (GFJ)

グローバル・フォーラム

2-17-12-1301 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052 〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-12 チュリス赤坂 1301

[Tel] +81-3-3584-2193 [Fax] +81-3-3505-4406

[E-mail] gfj@gfj.jp [URL] http://www.gfj.jp/